

第 87 号 答 申

第 1 審査会の結論

公立大学法人名古屋市立大学（以下「実施機関」という。）が行った一部公開決定のうち、平成16年度から平成19年度までの兼業・兼職許可申請簿（以下「本件行政文書」という。）の兼業先及び内容欄の営利法人に関する部分（以下「本件法人情報」という。）を非公開とした決定は、妥当でないので公開すべきであるが、その他の部分を非公開とした決定は妥当である。

第 2 異議申立てに至る経過

1 平成20年 3月12日、異議申立人は、名古屋市情報公開条例（平成12年名古屋市条例第65号。以下「条例」という。）に基づき、実施機関に対し、放射線医学講座教授（以下「本件教授」という。）について、2004年以降に、公立大学法人名古屋市立大学役員及び職員の兼業に関する規程（以下「兼業規程」という。）に基づいて申請、報告された、報酬を含めた兼業の実態のわかる文書の公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

2 同月26日、実施機関は、本件公開請求に対して、本件行政文書を特定し、次の理由により一部公開決定（以下「本件処分」という。）を行い、その旨を異議申立人に通知した。

(1) 条例第 7条第 1項第 1号に該当

本件行政文書のうち所得に関する情報（以下「本件所得情報」という。）は、通常他人に知られたくないと認められるため。

(2) 条例第 7条第 1項第 2号に該当

本件法人情報は、依頼者が営利を目的とする法人であり、公にすることにより、当該法人に明らかに不利益を与えると認められるため。

3 同年 4月24日、異議申立人は、本件処分を不服として、実施機関に対して異議申立てを行った。

第 3 異議申立人の主張

1 異議申立ての趣旨

本件処分を取り消す、との決定を求めるものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が異議申立書で主張している異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

- (1) 実施機関は、公にすることにより、当該法人等又は個人に明らかに不利益を与えると主張しているが、すでに、広告等で一部公開されているものもあり、この主張には根拠がないと考える。研究者と企業の結びつきから、研究の中立性を保つことが課題となっている昨今、公益機関である実施機関は、研究者がどのような企業の職務を兼業しているのか、社会に対して説明する責任がある。また、実施機関は、明らかに不利益を与えると主張するのであれば、その不利益とはどのようなものなのか、説明する責任がある。
- (2) 条例第 7 条第 1 項第 2 号には、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除くというただし書きがついている。大学の医学部で実施される臨床研究は、新しい治療方法の研究や新薬の開発など、まさに人の生命、身体、健康に直結する内容の研究である。研究者と研究を依頼する企業との関係を透明化することの社会的意義は、企業等の利益よりも優先されるべきである。
- (3) 兼業規程の第11条が、「営利企業の兼業は、理事長の許可を受けることができない。ただし、次の各号に掲げる兼業については、理事長の許可を受けて従事することができる。」としている以上、例外に該当する兼業かどうか、社会に対し説明する責任がある。兼業先が営利を目的とした法人等であることを理由に非公開とするのは理不尽である。また、同規程第 4 条第 3 項で「兼業及び兼職先との間に（中略）利害関係がないこと又はその発生の恐れがないこと」を兼業・兼職の原則としているが、この点についても、説明する責任がある。
- (4) 条例第 7 条第 1 項第 1 号は、当該個人が公務員等である場合の職務遂行に関する情報は除く、としている。今回の請求では、本件教授個人はまさに公務員であり、企業に関係した研究を大学の研究者という立場で発表するなど、兼業の内容が公務員の職務遂行に密接に関係した情報と考えられる。したがって、報酬、報酬の頻度についても開示すべきである。
- (5) 文部科学省が策定した「臨床研究の利益相反ポリシー策定に関するガイドライン」では、当該組織及び所属個人の利益相反にかかる情報開示を行

い、社会への説明責任を果たすことが求められている。企業の兼業はまさに利益相反に関わる事項であり、内部で適正に管理を行い、適切に情報開示すべきものとする。

第 4 実施機関の弁明

実施機関の弁明は、おおむね次のとおりである。

- 1 本件法人情報は特定個人の兼業・兼職にかかる情報公開請求で、本件教授の研究内容は容易に推察されるので、法人の技術開発に係る事業活動等が、これにより明らかとなり、相手方の競争上の利益を損なうおそれがある。

加えて、実施機関と企業の関係が、市内及び東海圏という極めて地域的な繋がりが強い中で構築されていることに鑑みると、本件法人情報を公にすることによって、当該法人の競争上の利益を損なうおそれはより大きい。

- 2 条例第 7 条第 1 項第 2 号の、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報とは、公害や薬害情報、あるいはそれに準じた情報などが想起されるが、本件法人情報は、明らかにそのような危害をもたらす情報ではない。

- 3 臨床研究の利益相反ポリシー策定に関するガイドライン（以下「本件ガイドライン」という。）は臨床研究を行う大学等において経済的な利益等に関して相反状態にある研究者が、臨床研究を行う場合のルール策定のために参考となる基本的な指針・情報を提供することを目的としている。したがって、本件ガイドラインは公開決定の判断の基準とはならない。

- 4 兼業時の必要条件となる特別な利害関係の不存在は、社会通念上相当と考慮される以上の利害関係が存在しないことの確認である。その事実と、正当な企業活動を不当に侵害しないように、本件法人情報を非公開にすることは両立しないものではない。

- 5 条例第 7 条第 1 項第 1 号の「職務遂行の内容に係る情報」には、所得のような公務員個人の私的な情報は含まれない。

第 5 審査会の判断

1 争点

本件所得情報が条例第 7 条第 1 項第 1 号に、また、本件法人情報が同項第 2 号に該当するか否かが争点となっている。

2 条例の趣旨等

条例は、第 1条で規定しているように地方自治の本旨にのっとり、市民の知る権利を尊重し、行政文書の公開を求める権利を明らかにし、名古屋市の保有する情報の一層の公開を図り、もって市政に関し市民に説明する責務が全うされるようにし、市民の市政への参加を進め、民主的で公正かつ透明性の高い市政の推進に資することを目的として、制定されたものである。

当審査会は、この条例の原則公開の理念に立って、条例を解釈し、本件事案を判断する。

3 条例第 7条第 1項第 1号該当性

当審査会は、まず、本件所得情報が条例第 7条第 1項第 1号に該当するか否かを判断する。

(1) 本号は、基本的人権を尊重する立場から、個人のプライバシー権を保護するため、特定の個人が識別され得る情報で通常他人に知られたくないと認められるものについて非公開とすることを定めるとともに、特定の個人を識別することができないが、なお個人の権利利益を害するおそれがある情報についても、同様に非公開とすることを定めたものである。

(2) 本件所得情報は、本件教授の財産に関する情報であり、特定の個人が識別され得るものであることは明らかである。また、本件所得情報は通常公になっているものでなく、一般人の感受性を基準として判断すれば、他人に知られることを欲しないものであると認められる。

(3) したがって、本件所得情報は、条例第 7条第 1項第 1号に該当すると認められる。

4 条例第 7条第 1項第 2号該当性

次に、本件法人情報が条例第 7条第 1項第 2号に該当するか否かを判断する。

(1) 本号は、法人等の事業活動の自由は原則として保障されなければならないとする趣旨から、公開することによって、当該法人等にとって不利益になることが明らかな事業活動上の情報については、非公開とすることを定めたものである。

(2) 本件法人情報は、本件行政文書に掲載されている営利法人の名称及び本

件教授の当該法人での地位であることから、法人の事業活動に関する情報であることは明らかである。

- (3) 次に、本件法人情報を公開すると、当該法人に明らかに不利益を与えるか否かについて判断する。

当審査会の調査によると、本件法人情報が、ウェブサイトに掲載されている、もしくは法人の登記事項であることが確認された。したがって、一般に公開されている情報について、当該法人が通常有する競争上の利益が損なわれるなど、明らかに不利益を与えるとは認められない。

- (4) 以上のことから、本件法人情報は、条例第 7 条第 1 項第 2 号に該当するとは認められない。

- 5 上記のことから、「第 1 審査会の結論」のように判断する。

第 6 審査会の処理経過

年 月 日	処 理 経 過
平成20年 4月24日	諮問書の受理
5月 8日	実施機関に弁明意見書を提出するよう通知
6月 5日	実施機関の弁明意見書を受理
6月17日	異議申立人に弁明意見書の写しを送付 併せて、弁明意見書に対する反論があるときは反論意見書を、口頭での意見陳述を希望する場合は意見陳述申出書を提出するよう通知
平成21年 2月10日 (第 99回審査会)	調査審議 実施機関の意見を徴取
4月14日 (第100回審査会)	調査審議
12月15日 (第108回審査会)	調査審議
平成22年 1月 8日	答申